○標準貨物自動車送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
　第一節　通則（第三条―第五条）
　第二節　運送の申込み及び引受け（第六条―第十七条）
　第三節　積付け（第十八条）
　第四節　引渡し（第十九条・第二十条）
　第五節　指図（第二十一条・第二十八条）
　第六節　事故（第二十九条・第三十条）
　第七節　運賃、料金等（第三十一条―第三十八条）
　第八節　責任（第三十九条―第四十五条）
　第九節　連絡運輸（第四十六条―第五十三条）
第三章　積込み又は取卸し等（第五十四条）

第一章　総則

（**事業の種類**）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する業務を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（**適用範囲**）

第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

（**受付日時**）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（**運送の順序**）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（**引渡期間**）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送期間　貨物を受け取った日の翌日を含む二日

二　輸送期間　運賃及び配送をする場合については各一日

三　集配期間　集貨及び配達をする場合については各一日

2　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがなかったときは、これをもって延着とします。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（**運送の申込み**）

第六条　当店に貨物の運送を申し込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　集貨及び配達又は発送及び到着の場所

三　集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時

四　称及び電話番号を含む。）

五　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第二十四条に規定する機時間料、第二十八条に規定する積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

六　運賃、料金等（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　高価品について貨物の種類及び価額

九　第六十一条に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十　運送保険に付するときは、その旨

十一　その他の貨物の運送に関し必要な事項

2　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当店が定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込みの方法を定めているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（**運送の引受け**）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者と協議の上、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時

二　運賃、料金等の額

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（**貨物の種類及び性質の確認**）

第八条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質について申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償を請求することがあります。

4　当店が第二項の規定による点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（**引受拒否**）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第二項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。

四　当該運送が、法令の規定又は公的秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（**高価品及び貴重品**）

第十条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、オスミウム、ロジウム、ルテニウム、パラジウム、ルビー、エメラルド、サファイア、ダイヤモンド、真珠その他の貴金属、金属石、鉱石及び宝石

二　美術品及び骨董品

三　容器及び包装に入れ、又は一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　当店は、前項第三号の一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）について、これをしないことがあります。

3　この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（**運送の種別等の不明な場合**）

第十一条　当店は、荷送人（第五条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをする当たり、運送の種別その他の貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかった場合には、荷送人について最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送を行います。

（**荷造り**）

第十二条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の救援期等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、荷造りが十分でないと貨物であっても、必要な荷造りを運送を拒絶しません。

3　荷送人が、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を担保することを申し出たときは、その運送を引き受けることがあります。

（**外装表示**）

第十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　個数

三　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（**動物等の運送**）

第十四条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。

二　当該貨物の運送につき、付添人を付けること。

（**危険品について**）

第十五条　荷送人は、爆発、発火その他の危険品又は他の貨物に損害を与えるおそれのある貨物について、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（**運送締切**）

第十六条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。

（**利用運送及び利用運送手数料**）

第十七条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、荷送人に対し、貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。

2　当店は、前項の利用運送を行ったときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定めるもの手数料を収受します。

3　当店は、前項の運送を行うために、当店の責任に関する規定にかかわらず、別途規則を定めることがあります。

4　第一項の通知を行わない利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。

第三節　積付け

（**積付け**）

第十八条　貨物の積付けは、当店の責任において行います。

2　シート、ロープ、梱包その他の積付用具は、当店の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（**受取及び引渡しの場所**）

第十九条　当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を引き渡します。

2　当店は、前項の場所において、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に貨物を引き渡します。

（**管理者に対する引渡し**）

第二十条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

一　荷受人が引渡先に不在の場合　荷受人の指定する者

二　船舶運送の場合には、その引渡先における船長、従業員又はこれに準ずる者

（**留置権の行使**）

第二十一条　当店は、運賃、料金等を受けるまでは、運賃、料金等の支払を受けるまでの間、当該貨物を留置することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を留置したときは、遅滞なく、荷送人に対し、相当な期間を定めて運賃、料金等の支払を請求します。

3　荷送人が、前項の期間内に運賃、料金等の支払をしないときは、当該貨物を競売することができます。

4　当店は、前項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（**指図の権利**）

第二十二条　荷送人は、荷受人に対し、相当な期間を定めた書面により、その指図すべきことを催告することがあります。

2　荷送人が、前項の催告をした場合において、荷受人がその期間内にこれを受け取ることができない場合には、荷送人は、荷受人に対し、又はその他の運送に関する権利を放棄して、その期間経過後の荷受人に対して、前項に規定する指図と同じ内容の指図をすることができます。

（**引渡不能の貨物の寄託**）

第二十三条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は荷受人が前条第二項の場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を最寄の官署に寄託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物を寄託したときは、寄託書を作らせたうえ、当該貨物を第一項の規定により寄託した旨を通知し、又は催告書を発して、当該貨物を寄託した旨を荷送人に対して通知します。

4　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その貨物の競売をすることができます。

（**引渡不能の貨物の競売**）

第二十四条　当店は、第二十二条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が前条第二項の規定によりこれをしないとき、又は荷受人を確知することができないときは、前条第一項の規定により貨物の競売をすることができます。

2　前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十二条の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項又は前二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等の弁済に充てることができます。

4　当店は、第一項又は前二項の規定により貨物の競売をしたときは、荷送人又は荷受人に対する通知を発した後相当の期間内に荷受人又は荷送人が運賃、料金等の支払をしないときは、その貨物を競売することができます。

（**引渡不能の貨物の供託**）

第二十五条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、その貨物を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（**引渡不能の貨物の競売**）

第二十六条　当店は、第二十二条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が前条第二項の規定によりこれをしないとき、又は荷受人を確知することができないときは、前条第一項の規定により貨物の競売をすることができます。

2　前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十二条の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項又は前二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等の弁済に充てることができます。

4　当店は、第一項又は前二項の規定により貨物の競売をしたときは、荷送人又は荷受人に対する通知を発した後相当の期間内に荷受人又は荷送人が運賃、料金等の支払をしないときは、その貨物を競売することができます。

（**引渡不能の貨物の処分**）

第二十七条　当店は、第二十四条又は前条の規定により貨物を競売することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、その貨物を処分することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を処分したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（**引渡不能の貨物の供託又は競売の費用**）

第二十八条　当店は、第二十五条の規定により貨物を供託したとき、又は第二十四条若しくは前条の規定により貨物を競売したときは、その費用を運賃、料金等の弁済に充てることができます。

第五節　指図

（**貨物の処分権**）

第二十九条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、貨物が運送の引渡しを終了した場合において、荷受人がその貨物の引渡しを請求したときは、行使することができません。

3　第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

（**指図にかかわらない場合**）

第三十条　当店は、前条第一項の指図をすることが運送上の支障があるためそれをすることを認める場合のほか、前条第一項の指図による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図にかかわらず、運送をしないことがあります。

第六節　事故

（**事故の際の措置**）

第三十一条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分についての指図を求めます。

一　貨物の全部又は一部が滅失、損傷その他の事由により運送の継続ができなくなったとき。

二　相当の期間、当該貨物を運送することができないとき。

三　前二号の場合のほか、指図を待っていたのでは貨物の価値を著しく減少するおそれがあるとき。

2　当店は、前項各号の場合において、指図を待っていたのでは貨物の価値を著しく減少するおそれがあるときは、荷送人の利益のために、当店の裁量により、その貨物を競売し、又は廃棄することができます。

3　第一項の規定による指図に従った運送の危険及び費用は荷送人の負担とし、運賃、料金等のほか、その費用を荷送人から収受します。

（**危険品等の処分**）

第三十二条　当店は、第十五条の規定による通知及び明白をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその運送の危険を除き、貨物が他の貨物に損害を及ぼすことを防止することができます。この場合において、当該貨物の荷送人が判明しているときは、すみやかにその旨を荷送人に通知します。

2　前項の規定による処分をしたときは、すべて荷送人の負担とします。

3　第一項の規定による処分をしたときは、その貨物の引渡期間の満了の日から、月以内に限り、事故証明書を発行します。

4　当店は、貨物の全部又は一部が滅失又は延着した場合において、荷送人から事故証明書の請求があったときは、貨物の全部又は一部が滅失又は延着した旨の証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡期間の日以降においても、発行することがあります。

（**事故証明書の発行**）

第三十三条　当店は、貨物の全部又は一部が滅失又は延着した場合において、荷送人から事故証明書の請求があったときは、貨物の全部又は一部が滅失又は延着した旨の証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡期間の日以降においても、発行することがあります。

第七節　運賃、料金等

（**運賃、料金**）

第三十四条　運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを収受します。

3　第一項の運賃、料金等の額は、不適当となったと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議をすることがあります。

4　個人一事業として又は事業のための運送契約の当事者となる場合におけるものの除く。）を引き受けた運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事務所の掲示場に掲出し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（**運賃、料金等の収受方法**）

第三十五条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定していないときは、その概算額の前渡しをさせ、料金等の確定後過不足を清算します。

3　当店は、第一項の規定にかかわらず、荷送人の信用により、停止期間、又は通算します。

（**待機時間料**）

第三十六条　当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により停止期間が生じた場合（第六十条の規定により荷送人若しくは荷受人又は第六十二条第一項に規定する附帯業務を荷送人又は荷受人が行う場合における待機した時間を含む。）には、当該停止期間を定めて、当該停止期間に対し、一年刻みの額の金額を収受します。

（**延滞利**）

第三十七条　当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、その支払をすべき日の翌日から起算して、運賃、料金等の全部又は一部を支払った日までの期間について、年利百分の十四・五の割合で、延滞利息を請求することがあります。

（**運賃請求権消滅**）

第三十八条　当店が運送に関して有する運賃、料金等及び立替金の請求権は、貨物の全部が滅失した場合において、当該貨物について損害賠償の請求をすることができる者に対し貨物の全部の滅失について損害賠償を請求することができる時から、貨物の一部が滅失し、又は延着した場合において、当該貨物について損害賠償の請求をすることができる者に対し貨物の一部の滅失又は延着について損害賠償を請求することができる時から、それぞれ一年間行使しないときは、消滅します。ただし、当該貨物について損害賠償の請求をすることができる者が当店であるときは、この限りでありません。

第八節　責任

（**責任の期間**）

第三十九条　当店の責任は、貨物を受け取ったときから、引き渡すまでの間、これを運送します。

（**責任と免責**）

第四十条　当店は、貨物の滅失、損傷について、その責任を負います。ただし、その滅失又は損傷の原因が、貨物の性質若しくは欠陥又は荷送人若しくは荷受人の指定若しくは指図又は荷送人若しくは荷受人の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでありません。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により貨物の滅失、損傷又は延着が生じたときは、その責任を負いません。

一　天災、地震、津波、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他不可抗力による災害

二　同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

三　戦争、暴動、内乱、武力行為、海賊行為又は公権力による処分

四　貨幣、有価証券、設計書、図案、模型、見本、宝玉、貴金属、美術品、骨董品、動植物、生鮮品、現金、預貯金証書、印紙、切手、鉄道乗車券、航空券、プリペイドカードその他これらに類似するもの

五　荷送人が第三者から引き受けた貨物について、その第三者との間の運送契約に基づく権利を行使しないこと。

六　荷送人又は荷受人が貨物の性質又は価額について虚偽の通知をしたこと。

七　荷送人が第三者から引き受けた貨物について、その第三者との間の運送契約に基づく権利を行使しないこと。

3　当店は、貨物の滅失、損傷又は延着について、その事実の発生した日から二週間以内に荷送人又は荷受人から通知がないときは、その責任を負いません。

（**損害賠償額の算定**）

第四十一条　当店は、貨物の全部又は一部が滅失し、又は延着した場合において、当該貨物の運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを損害賠償額から控除します。

2　当店は、貨物の全部又は一部が滅失し、又は延着した場合において、当該貨物の運賃、料金等の全部又は一部を収受していないときは、これを損害賠償額に加算して請求することがあります。

（**損害賠償請求の留保**）

第四十二条　当店は、貨物の滅失、損傷又は延着について損害賠償の額を決定するに当たり、荷送人又は荷受人が貨物について特別の利益を有することを証明したときは、その利益の額を限度として、損害賠償の額を定めます。

（**損害賠償額の支払**）

第四十三条　当店は、貨物の滅失、損傷又は延着について損害賠償額を決定したときは、荷送人又は荷受人に対し、遅滞なく、その賠償をします。

（**引渡後の責任**）

第四十四条　当店は、貨物の全部滅失又は一部滅失若しくは損傷若しくは延着について、貨物の引渡しがあった日から二週間を経過した後は、その責任を負いません。ただし、当店が貨物の滅失、損傷又は延着について知っていたときは、この限りでありません。

2　前項の規定にかかわらず、貨物の引渡しがあった日から二週間を経過する日までに荷送人又は荷受人が当店に対し貨物の滅失、損傷又は延着について通知を発したときは、当該貨物の引渡しがあった日から九十日を経過する日までは、当店は、その責任を負います。

（**責任の消滅**）

第四十五条　当店は、貨物の滅失、損傷について、荷送人又は荷受人から受け取った時に消滅します。

第九節　連絡運輸

（**通し送り伏等**）

第四十六条　連絡運輸とは、当店が引き受けた、かつ、最初の運送を行う場合（以下この節において「連絡運輸の場合」という。）において、当店が運送について連絡運輸の相手方と締結する運送契約をいう。

（**運賃、料金等の収受**）

第四十七条　当店は、連絡運輸の場合には、貨物を受け取るときまでに、全運送についての運賃、料金等を収受します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を、最後の運送を行った運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、第三十二条第二項の規定を準用して、収受することがあります。

3　第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十四条第二項の規定を準用します。

（**中間運送の責任**）

第四十八条　当店は、連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送区間における貨物の滅失、損傷又は延着について、その事業者の運送約款の定めるところにより、その責任を負います。

（**運送約款等の通知**）

第四十九条　当店は、連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送区間における運送約款及び運賃、料金等の額について、あらかじめ、その事業者の承諾を得て、荷送人又は荷受人に通知します。

（**引渡期間の通知**）

第五十条　当店は、連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送区間における貨物の引渡期間について、あらかじめ、その事業者の承諾を得て、荷送人又は荷受人に通知します。

（**損害賠償請求の期間**）

第五十一条　当店は、連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送区間における貨物の滅失、損傷又は延着について、その事業者の運送約款の定めるところにより、損害賠償の請求をすることができる期間内に、その事業者に対し損害賠償の請求をしなければ、その請求をすることができません。ただし、その事業者が当店であるときは、この限りでありません。

2　当店は、連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送区間における貨物の滅失、損傷又は延着について、その事業者の運送約款の定めるところにより、損害賠償の請求をすることができる期間内に、その事業者に対し損害賠償の請求をしなければ、その請求をすることができません。ただし、その事業者が当店であるときは、この限りでありません。

（**損害賠償額の決定**）

第五十二条　当店は、連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送区間における貨物の滅失、損傷又は延着について、その事業者の運送約款の定めるところにより、損害賠償の額を決定します。

（**通し送り伏等**）

第五十三条　連絡運輸の場合には、第四十二条の規定は、適用しません。

（**損害賠償額の算定**）

第五十四条　連絡運輸の場合には、第四十一条の規定は、適用しません。

（**損害賠償額の支払**）

第五十五条　連絡運輸の場合には、第四十三条の規定は、適用しません。

（**引渡後の責任**）

第五十六条　連絡運輸の場合には、第四十四条の規定は、適用しません。

（**利用運送の際の責任**）

第五十七条　当店が利用運送をする場合には、第四十四条の規定は、適用しません。

（**利用運送及び利用運送手数料**）

第五十八条　当店が利用運送をする場合には、第四十五条の規定は、適用しません。

（**引渡不能の貨物の寄託**）

第五十九条　当店が利用運送をする場合には、第二十三条の規定は、適用しません。

（**引渡不能の貨物の競売**）

第六十条　当店が利用運送をする場合には、第二十四条の規定は、適用しません。

（**引渡不能の貨物の供託**）

第六十一条　当店が利用運送をする場合には、第二十五条の規定は、適用しません。

（**引渡不能の貨物の処分**）

第六十二条　当店が利用運送をする場合には、第二十七条の規定は、適用しません。

（**引渡不能の貨物の供託又は競売の費用**）

第六十三条　当店が利用運送をする場合には、第二十八条の規定は、適用しません。

（**事故の際の措置**）

第六十四条　当店が利用運送をする場合には、第三十一条の規定は、適用しません。

（**危険品等の処分**）

第六十五条　当店が利用運送をする場合には、第三十二条の規定は、適用しません。

（**事故証明書の発行**）

第六十六条　当店が利用運送をする場合には、第三十三条の規定は、適用しません。

（**運賃、料金等の収受方法**）

第六十七条　当店が利用運送をする場合には、第三十五条の規定は、適用しません。

（**待機時間料**）

第六十八条　当店が利用運送をする場合には、第三十六条の規定は、適用しません。

（**延滞利**）

第六十九条　当店が利用運送をする場合には、第三十七条の規定は、適用しません。

（**運賃請求権消滅**）

第七十条　当店が利用運送をする場合には、第三十八条の規定は、適用しません。

第三章　積込み又は取卸し等

（**積込み又は取卸し及び積込料又は取卸料**）

第七十一条　当店は、貨物の積込み又は取卸しを当店が別に定める料金又は実際要した費用を収受します。

（**附帯業務**）

第七十二条　当店は、貨物の積込み又は取卸しに関する業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際要した費用を収受します。

（**品代金の取立て**）

第七十三条　品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送したときは、当店が別に定める料金又は実際要した費用を収受します。

2　品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送したときは、当店は、荷送人の費用で、その委託を取り消し、又は荷受人の指定を変更することができます。

（**附帯業務**）

第七十四条　当店は、荷送人又は荷受人若しくは荷送人又は荷受人の代理人の請求があったときは、附帯業務に関する料金及び実際要した費用の概算額を通知します。

（**代金引換**）

第七十五条　当店は、荷送人又は荷受人の請求があったときは、貨物の引渡しと引換えに、その貨物の代金を受け取ります。

2　当店は、前項の規定により代金を受け取ったときは、荷送人に対し、遅滞なく、その旨を通知します。

（**付保**）

第七十六条　当店は、荷送人又は荷受人の請求があったときは、貨物について保険契約を締結します。

2　保険契約の締結に関する事項は、当店が別に定めます。

（**中止手数料**）

第七十七条　当店は、運送の申込の指図に応じた場合には、荷送人が貨物を引き渡さないときは、荷送人が貨物を引き渡すことができるまでの間、中止手数料を請求することがあります。

2　当店は、前項の中止手数料を、次の各号に掲げる日の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

一　運賃、料金等の額が二十万円以内　当該運送引受書に記載した運賃、料金等の二十パーセント以内

二　運賃、料金等の額が二十万円を超え百万円以内　当該運送引受書に記載した運賃、料金等の十パーセント以内

三　運賃、料金等の額が百万円を超える　当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五パーセント以内

第八節　責任

（**責任の期間**）

第三十八条　当店の責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（**責任と免責**）

第三十九条　当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は貨物が滅失若しくは損傷し、若しくは延着したことを証明したときは、この限りではありません。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる損害について、その責任を負いません。

一　荷送人が貨物の性質又は価額について虚偽の通知をしたとき　その虚偽の通知に基づく損害

二　荷送人が貨物の梱包に欠陥があったとき　その欠陥により生じた損害

三　荷送人が貨物の積込みをしたとき　その積込みにより生じた損害

四　荷送人が貨物の取卸しをしたとき　その取卸しにより生じた損害

五　荷送人が第三者から引き受けた貨物について、その第三者との間の運送契約に基づく権利を行使しないこと。

六　荷送人又は荷受人が貨物の性質又は価額について虚偽の通知をしたこと。

七　荷送人が第三者から引き受けた貨物について、その第三者との間の運送契約に基づく権利を行使しないこと。

3　当店は、貨物の滅失、損傷又は延着について、その事実の発生した日から二週間以内に荷送人又は荷受人から通知がないときは、その責任を負いません。

（**免責**）

第四十条　当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

二　当該貨物の性質による発火、爆発、ひれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三　同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六　法令又は公的機関の命令又は処分

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（**高価品に対する責任**）

第四十一条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

2　前項の規定による通知があった場合には、当店は、次に掲げる場合には、通常の責任を負います。

一　当該貨物の故意又は重大な過失による滅失、損傷又は延着

二　当該貨物の滅失又は損傷が、その性質又は瑕疵によって生じたものであるとき。

3　第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷の損害賠償の額は、その貨物の価額を限度とします。

4　前項の場合において、貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷送人が貨物全部の滅失又は損傷についての責任は、荷送人が貨物全部の滅失又は損傷についての責任は、荷送人が貨物全部の